

社会福祉法人 東京蒼生会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 養護老人ホームの経営
- イ 特別養護老人ホームの経営
- ウ 軽費老人ホームの経営
- エ 母子生活支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 老人デイサービスセンターの経営
- イ 老人短期入所事業の経営
- ウ 老人居宅介護等事業の経営
- エ 子育て短期支援事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人東京蒼生会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、第1条に定める社会福祉事業及び第37条に定める公益を目的とする事業を行うに当たっては、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都東村山市富士見町二丁目1番地3に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員10名以上、13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、3名以上5名以内の委員で構成する。ただし、委員には監事1名以上、外部委員2名以上が含まなければならない。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2分の1以上の出席を要件とし、かつ、出席した外部委員の2分の1以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員

会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成等)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会の開催、運営等に関し必要となる事項で、法令及びこの定款に定めのないことについては、評議員会の承認を得て、理事長が別に定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人を置く場合における会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 評議員会の議長及び評議員会の議事に入る前に選定する2名の議事録署名人は、前項の議事録を確認の上、これに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上9名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とし、その内1名を常務理事とする。

- 4 前項の業務執行理事に関し必要なことは、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 5 下記の各号に該当する場合は、この法人に会計監査人を置く。
 - (1) この法人が社会福祉法第37条の規定による特定社会福祉法人に該当する場合
 - (2) 評議員会で、社会福祉法第36条第2項の規定により会計監査人を置くことを決議した場合

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の事業組織の責任者及びその他重要な職員（以下「事業所長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 事業所長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 役員等の損害賠償責任の免除

(損害賠償責任の免除)

第24条 この法人は、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」と言う。）第114条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる役員又は会計監査人（役員又は会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第113条第1項の規定により免除することのできる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(責任限定契約)

第25条 この法人は、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般法人法第115条第1項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任額は同法第113条第1項第2項で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成等)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会の開催、運営等に関し必要となる事項で、法令及びこの定款に定めのないことについては、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に、署名し、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

ア 東京都東村山市富士見町二丁目1番19号所在の特別養護老人ホーム第二万寿園及び同短期入所、寿デイ・サービスセンター、寿居宅介護支援事業所、東村山市西部地域包括支援センターの敷地

(147.57平方メートル)

(2) 建物

ア 東京都東村山市富士見町二丁目1番地2号所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建養護老人ホーム万寿園及び軽費老人ホームA型第三万寿園の建物

1棟(延5090.31平方メートル)

イ 東京都東村山市富士見町二丁目1番地2号所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建養護老人ホーム万寿園及び軽費老人ホームA型第三万寿園付属の霊安室

1棟(11.16平方メートル)

ウ 東京都東村山市富士見町二丁目1番地2号所在の鉄骨・鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき4階建特別養護老人ホーム第二万寿園及び老人デイサービスセンター寿デイ・サービスセンターの建物

1棟(延5438.05平方メートル)

エ 東京都東村山市富士見町二丁目1番地2号所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建特別養護老人ホーム第二万寿園付属の厨房

1棟(延353.05平方メートル)

オ 東京都東村山市富士見町二丁目1番地2号所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建特別養護老人ホーム第二万寿園付属のポンプ室

1棟(延12.60平方メートル)

カ (所在地非公表) 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建母子生活支援施設ポルテあすなろの建物

1棟（延2141.20平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。

なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければ

ならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、法人事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第15条第5項の規定により会計監査人を置いた場合においては、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受け上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、報告のうえ承認を受けなければならない。ただし、会計監査人の監査を受けた場合でかつその監査報告の内容が社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当する場合には、定時評議員会の前記承認は必要としないものとする。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を法人事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告（会計監査報告がある場合）
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を

もって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 地域包括支援センターの経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人東京蒼生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞 又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

理事長	中 村 発 子
理 事	建 部 順
〃	鹿 島 志 ま
〃	佐 藤 絢 子
〃	鶉 目 栄 八
〃	中 村 進
〃	小 林 珠 子

2 平成2年5月31日付定款変更認可申請に伴い増員される役員任期は、定款第10条の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

3 平成6年12月5日付定款変更認可申請に係る評議員会新設に伴い選任さ

れる評議員の任期は、定款第18条の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

- 4 平成28年12月7日付定款変更認可申請に基づく定款は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 平成31年4月1日付定款変更認可申請に基づく定款は、令和元年5月15日から施行する。
- 6 令和元年6月6日付定款変更認可申請に基づく定款は、令和元年8月26日から施行する。
- 7 令和3年7月16日付定款変更認可申請に基づく定款は、令和3年8月3日から施行する。

【定款変更記録】

昭和27年	5月17日	社会福祉法人みかえり定款認可
昭和36年	3月1日	一部改正
昭和40年	7月31日	社会福祉法人東京蒼生会へ名称変更認可
昭和44年	12月13日	定款準則変更に伴い改正
昭和48年	6月8日	受託施設の廃止、統合による改正
昭和47年	1月27日	新幸ホームの受託及び準則変更による改正
昭和53年	11月7日	第二万寿園設置に伴う改正
昭和59年	7月2日	万寿園改築、第三万寿園設置、大谷田母子寮受託等による改正
平成1年	7月18日	定款準則変更に伴い改正
平成2年	9月1日	佐野母子寮の廃止等による改正
平成3年	11月15日	特別養護老人ホームさの受託経営、寿デイサービスセンター設置等による改正
平成4年	12月14日	定款準則の変更に伴う改正
平成7年	2月6日	日の出デイサービスセンターの受託、評議員の設置、定款準則の変更に伴う改正
平成9年	6月13日	大森老人ホームの受託による改正
平成9年	11月19日	第二万寿園事務室増築に伴う改正
平成10年	3月19日	定款準則の変更に伴う改正
平成10月	9日10日	あすなろ大谷田名称変更、在宅介護支援センターさのの受託に伴う改正
平成11年	2月25日	谷中デイサービスセンターの受託、寿在宅介護支援センターの受託、寿ヘルパーステーション設置に伴う改正
平成12年	5月9日	日の出在宅介護支援センターの受託、居宅介護支援事業所の経営に伴う改正
平成13年	3月8日	足立区及び東村山市からの受託施設の経営主体変更に伴う改正
平成14年	5月29日	定款準則の変更に伴う改正
平成14年	11月26日	第二万寿園増床に伴う改正
平成16年	6月2日	大森老人ホーム経営主体変更に伴う改正
平成17年	11月23日	定款準則の変更に伴う改正（経営の原則・評議員会の権限・基本財産の処分等）

平成18年	6月23日	地域包括支援センターの受託に伴う改正（在宅介護支援センターの廃止・地域包括支援センターの受託）
平成23年	12月7日	理事・評議員定数の増員、定款準則に準拠した事業表記の変更、定款準則の一部改正に伴う条文の変更
平成24年	6月22日	第二万寿園増改築に伴う基本財産（建物）の増加
平成26年	3月19日	国有地財産の購入に伴う変更
平成27年	3月19日	理事・評議員定数の変更、基本財産（建物）の追加
平成29年	1月20日	社会福祉法改正に伴う規定整理
令和元年	5月15日	母子生活支援施設「ポルテあすなろ」開所に伴う事業の変更及び基本財産（建物）の増加
令和元年	8月26日	母子生活支援施設「ポルテあすなろ」附帯事業の変更（子育て短期支援事業）、社会福祉法人定款例の改正に伴う変更（基本財産の処分）
令和3年	8月3日	役員等の損害賠償責任の免除を規定